

各支部活動報告

1. 前橋(岡 努)

前橋支部の主な受注先は、前橋土木事務所である。令和4年度の受託件数は、前年度並みであり大きな増減はなかった。内容は社会資本総合整備用地事業に関する所有権移転登記が主な案件であった。

事件数は少ないが、各会員への配分については公平になるよう配慮して行った。

令和5年度も前橋土木事務所等受注先と良好な関係を維持しながら、受託の増加に努めたい。

2. 伊勢崎・佐波(細谷康夫)

伊勢崎・佐波支部では、今年度も同支部の司法書士と土地家屋調査士の公共嘱託社員で構成される伊勢崎佐波公共嘱託登記受託団として活動している。

受託事件の大部分は、伊勢崎土木事務所からのものであり、これらの事件は、同事務所の担当職員が構成員名簿に基づき順次依頼している。

その他直接に受託団あての依頼がある場合には、司法書士分については、当職から各団員に順次依頼することになっているが、昨年度に続き今年度も依頼件数はなかったが、受注先の群馬県伊勢崎土木事務所と良好な関係を維持し公嘱事件に繋がるよう努力したい。

3. 桐生(川井孝之)

桐生支部の主な受注先は桐生土木事務所である。今年度は前年度同様、道路用地のほか河川・砂防用地買収事業などに関して所有権移転登記を行った。

社員への分配は桐生土木事務所が社員名簿掲載順に適宜行っている。

桐生土木事務所と引き続き良好な関係を保ち、今後も安定した受注を目指したい。

4. 太田(佐藤真人)

令和4年2月1日から令和5年1月末日までの総受託件数は144件で、前年度の141件とほぼ同数であった。なお、すべて太田市役所建築指導課からの依頼である。

5. 高 崎（脇野孝一）

前年同様、高崎土木事務所からの受注が主であった。案件数は170件（物件数ベース）で昨年より71件減少した。例年通り、多くの案件は土木事務所⇒土地家屋調査士⇒司法書士という依頼の流れになっており、1会員辺りの受任件数（依頼数ベース）は、年に1・2回程度に留まる。

6. 藤岡・多野（上原大介）

藤岡多野支部の公共嘱託登記の主な受注先は藤岡土木事務所であり、令和4年度は令和3年度と同様、国土交通省による神流川流域の治水（防災）事業、群馬県による前橋長瀬線の道路拡幅（社会資本整備）事業などの嘱託登記を受託した。

受託件数は、前年度に比べ2割ほど減少した。工事予算の減少に伴うものと考えられる。

7. 富岡・甘楽（清水博文）

公共嘱託登記は今年度も主に富岡土木事務所からの受注であった。受注件数としては、前年度より減少した。

富岡土木事務所からは、令和5年3月末日現在で、富岡市においては道路事業が20件、河川事業が22件、砂防事業が14件、急傾斜事業が1件で小計57件。甘楽町においては道路事業が16件で小計16件。下仁田町においては道路事業が5件で小計5件。南牧村においては道路事業が28件で小計28件。総合計106件の受注を受けた。

これまでと同様、受注先と良好な関係を維持し、受託につながるよう努力したい。

8. 安 中（松岡将之）

前年同様、安中土木事務所からの受託が主である。

令和5年度受託件数は78件で、会員への配分は、土木事務所の職員が名簿に基づき順次委託している。この内訳は、西毛広域幹線道の関係とその他一般の道路整備事業であった。

9. 利根・沼田（藤井禎之）

当支部の公共嘱託登記の主な受注先は沼田土木事務所である。今年度は前年度同様、社会資本総合整備用地事業、道路改築用地事業及び砂防用地事業等に関する所有権移転登記等を受託した。その総受託件数は118件となっており、前年度と比較してやや減少した。

今後も沼田土木事務所等と良好な関係を維持しながら、公嘱事件の受託につながるよう努力したい。

10. 吾妻(田中 智)

毎年、中之条土木事務所と上信自動車道建設事務所からの依頼が主であり、同事務所の職員が各会員に直接依頼する方法をとっているが、できるだけ各会員に公平に依頼するようお願いしている。

なお、受託件数を完全に把握できていないが、前年とほぼ同数のようである。

11. 渋川・北群馬(木村由紀夫)

令和4年度の渋川・北群馬支部の受託先は全て渋川土木事務所である。受託案件は全て道路工事や河川改修工事、砂防工事などの公共工事の用地取得に伴う所有権移転などの登記手続である。

受託案件は原則として受託先の渋川土木事務所または分筆登記を担当する土地家屋調査士から理事を経由して管内の社員に割り当てられる。割り当ては名簿順を原則に社員間の公平に配慮して執り行った。

12. 館林・邑楽(松本貴之)

支部では正確な件数は把握しておりません。土地家屋調査士の先生と土木事務所との打ち合わせが中心のようです。

司法書士に依頼が来る内容は、ほとんどが道路拡張で分筆してからの所有権移転の内容です。

土地家屋調査士の先生と土木事務所との打ち合わせの段階で所有権移転を依頼する司法書士が指定されることが多いようです。

長い間このやり方でやっているようです。支部として積極的にかかわることは少ない現状です。